



# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第29回 2018年12月

## 新個人所得稅法実施条例及び関連法令公布

### 本アラートの分析対象法規：

- 新個人所得稅法の全面的実施に係る徵收管理の若干問題に関する国家稅務總局の公告（国家稅務總局公告2018年第56号、以下「56号公告」）
- 中華人民共和国個人所得稅法実施条例（国令第707号、以下「実施条例」）
- 個人所得稅特別付加控除暫定弁法の公布に関する國務院の通達（国發[2018]41号、以下「暫定弁法」）
- 個人納稅者識別番号の関連事項に関する国家稅務總局の公告（国家稅務總局公布2018年第59号、以下「59号公告」）
- 「個人所得稅特別付加控除の操作弁法（試行）」の公布に関する公告（国家稅務總局公告2018年第60号、以下「60号公告」）
- 「個人所得稅徵收申告管理弁法（試行）」の公布に関する公告（国家稅務總局2018年第61号、以下「61号公告」）
- 個人所得稅自主納稅申告関連問題に関する公告（国家稅務總局公告2018年第62号、以下「62号公告」）

國務院及び国家稅務總局は2018年12月20日から22日の間、新個人所得稅法の実施にあたり、個人所得稅法関連実施条例、暫定弁法及び関連法令を相次ぎ公布した。これらの法令は2019年1月1日より施行される。

実施条例や暫定弁法など一連の法令の公布により、最近のホットトピックとなっている下記の諸問題は明解になった。

- 特別付加項目の控除基準及び実施手続
- 個人所得稅仮源泉徵收、源泉徵收の計算及び管理方法
- 自主申告の手続き
- 外国籍個人の国外源泉所得に係る稅務手続き

### 注目ポイント

今回の関連法令は下記の対象に影響を与えている。

#### 個人納稅者及びその雇用者

- 個人所得稅の納付方法

56号公告は居住者と非居住者ごとに税金納付方法と税率を規定した。

#### 居住者について

居住者が総合所得(給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の総称)を有する場合は、源泉徵收義務者が個人所得稅の月次で仮源泉徵收を行わなければならない。

## 給与、賃金所得

源泉徴収義務者が居住者に給与、賃金を支払う場合、累計仮源泉徴収法をもって源泉徴収税額を算出し、毎月対象者全員に対して申告・納税を行う。具体的な計算式は下記の通りである。

仮源泉徴収税額=（累計仮源泉徴収課税所得額×仮源泉徴収率-速算控除額<sup>1)</sup>)-累計減免税額-累計仮源泉徴収納付済税額

累計仮源泉徴収課税所得額=累計所得-累計免税所得-累計基礎控除額-累計特別控除額-累計特別附加控除額-累計その他法定控除額

内訳：累計基礎控除額は5,000元/月×納税者が当年度の当月までに勤務先で雇用された月数で計算される。

## 労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得

源泉徴収義務者が居住者に労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を支払う場合、その都度個人所得税の仮源泉徴収を行う。

労務報酬所得の源泉徴収税額を計算する仮源泉徴収率、速算控除額は添付2の通り。原稿料所得、特許権使用料所得については、20%の仮源泉徴収率を適用する。

## 年度総合所得の確定申告

年度仮源泉徴収税額と年度課税額が一致しない場合、居住者は翌年3月1日から6月30日まで主管税務機関に総合所得年度の確定申告を行い、過納分の還付や不足額の納付を行う。

## **非居住者について**

源泉徴収義務者が非居住者に給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得及び特許権使用料所得を支払う場合、下記の方法をもって毎回または月次に個人所得税の源泉徴収を行う。

## 給与・賃金所得

毎月の所得額から5,000元の基礎控除額を減算した残額を課税所得額とし、添付3の税率表を用いて課税額を算出する。

## 労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得

毎回の所得額を課税所得額とし、添付3の税率表を用いて課税額を算出する。

<sup>1)</sup> 居住者個人の給与・賃金所得の仮源泉徴収税額を計算する仮源泉徴収率、速算控除額は添付1をご参考ください。

## ➤ 特別付加控除（居住者に適用）

暫定弁法は、意見募集稿を踏まえながら一部の特別付加控除対象、控除範囲及び控除基準額を改訂した。（詳細は添付4をご参照）その内、大幅に変更された内容は下記の通りである。

- 継続教育：

- 中国国内で教育を受ける対象のみ控除できる。
- なお、同一学歴（学位）の控除期間は48ヶ月以内である。

- 重病治療支出：

- 社会医療保険目録範囲内に支出する15,000元を超えた自費部分に限定して控除する。
- 控除限額を80,000元に引き上げ、控除限額以内は実費で控除する。
- 本人または配偶者のどちらも控除可能が、本人は未成年者である場合、両親の内、どちらか一方だけ控除できる。

- 住宅ローン金利：

- 控除期間は240ヶ月以内である。
- 夫婦双方は結婚前に各自で購入した住宅に係る1戸目の住宅ローン金利に対しては、結婚後に双方のどちらか1戸を指定し、その購入者が控除基準額の100%で控除するか、または夫婦双方がそれぞれ購入した住宅の控除基準額の50%で控除することも選択できる。

- 住宅家賃：

- 直轄市、省都（首府）都市、計画単列都市の控除基準額を1,500元まで引き上げる。
- 上記都市以外は、市轄区の戸籍人口が100万人超の都市に対し、控除基準額を毎月1,100元まで引き上げる。

60号公告によると、控除及び申告日期、報告内容及び検査に備える保存資料、報告方法及び後続の管理項目について納税者及び源泉徴収義務者は下記の規定に従って行わなければならない。

- 納税者

- 税務処理リモート端末、電子版または紙質報告表などを通し、源泉徴収義務者もしくは主管税務機関に個人の特別付加控除情報を報告する。
- 翌年に引き続き源泉徴収義務者が特別付加控除を行う場合、当期12月に翌年に適用する特別付加控除事項を確認し、源泉徴収義務者に報告する。
- 報告した特別付加控除情報の実在性、正確性、網羅性を保証

する。

- 「個人所得稅特別付加控除情報表」（以下「控除情報表」）及び関連保存用資料は法定確定申告期間が終了後の五年間保存しなければならない。

- 源泉徵収義務者

納稅者が：

- 稅務処理リモート端末を通して源泉徵収義務者を選定し、特別付加控除情報を報告する場合、源泉徵収義務者は報告された控除情報に基づいて控除を行う。
- 電子版または紙質「控除情報表」をもって直接に源泉徵収義務者に報告する場合、源泉徵収義務者は関連情報を源泉徵収用端末にアップロード、入力した後、翌月に主管税務機関に申告を行な際に提出する。「控除情報表」は一式二部であり、納稅者及び源泉徵収義務者が署名（捺印）した後に各一部を保管しておく。源泉徵収義務者は控除情報表を源泉徵収年度の翌年から五年間保存しなければならない。

## 外国籍個人

### ➤ 「六年政策」

実施条例によると、中国国内に住所を所有せず、累計居住日数が183日を超える年が連続して6年までであれば、届けて手続きを経て、国外の企業もしくは個人から支払われた国外源泉所得は、中国における個人所得稅課稅義務が免除できる。

また、中国国内での累計居住日数が183日を超える年に1回で30日を超えて出国をした場合には、183日を超える年の連続年数計算をリセットすることができる。

### ➤ 「外国籍個人の個人所得稅免除優遇政策」

意見募集稿では外国籍個人が特別付加控除の適用または現行の個人所得稅免除優遇政策の適用を選択できると記載したが、実施条例及び関連法令では上述の内容を反映していない。

## 富裕層

意見募集稿に記載された内容、例えば租税回避防止の関連条項、みなし譲渡の条項、個人独資企業及び合併企業の国外税額控除ならびに査定徵収制限などの内容は実施条例及び今回公布された関連法令に反映されていない。

## KPMGの所見

個人所得稅の実施条例及び特別付加控除弁法は大量のテスト計算、納稅者、源泉徵收義務者、専門学者及び末端稅務機關などの幅広い意見募集を経て、やっと公布された。なお新個人所得稅及び関連法令を徹底するため、一連の管理弁法や処理弁法を公布した。これは中国政府の「簡政放權、放管結合、優化服務（行政のスリム化と権限委譲、権限委譲と監督管理能力の強化との両立、行政サービスの最適化）」という改革方針を反映している。よって、個人所得稅の徵收管理を強化すると同時に、納稅者の稅務手続き負担及び稅務のコンプライアンス・コストを削減し、納稅者が有する権益を保障する。

但し、一部の明解されていない課題が依然として残っており、國務院の稅務主管部門が適切な時期に関連規定を公布すると期待されているが、納稅者及び源泉徵收義務者は特に下記の事項に注目を払ってもらいたい。

#### 個人納稅者とその雇用者

- 個人所得稅の仮源泉徵收計算方法は、累計仮源泉徵收法の適用により、従来の徵收計算方法と異なり、一部の納稅者の月次仮源泉徵收税額は納稅年度を通じて毎月段階的に上昇する傾向がある。企業及び個人は関連法令を積極的に研究・理解し、新稅法に適応する準備をする必要がある。
- 56号公告では居住者と非居住者に対して異なる稅金徵收方法を規定した。このため、源泉徵收義務者は適時に従業員の居住者身分判別を行うとともに、法規に従って従業員の個人所得稅仮源泉徵收に対応しなければならない。
- 60号公告に従い、納稅者は特別付加控除の情報の実在性、正確性、網羅性を保証しなければならない。なお、納稅者の報告した特別付加控除の情報が実際の状況と一致しないことが判明した場合は、源泉徵收義務者は納稅者に速やかに訂正を要求し、納稅者が訂正を怠る場合、稅務機關にそれを報告しなければならない。上述のように、源泉徵收義務者は特別付加控除情報の収集及び管理において重要な役割を果たしている。
- 今回公布された関連法令では、年1回の賞与、退職補償金及び従業員のストックオプション所得などの稅額計算方法を明確にしている。今回の個人所得稅改革の主旨から見ると、2019年に年1回の賞与の優遇稅制などは現行のままに維持される見込みである。

個人所得稅徵收制度の変化及び個人特別付加控除の導入は、従来の個人所得稅実務より大きく変化した。企業は実施条例及び関連法令に応じて会計ソフトの設定、社内関連方針及び業務フローを調

整しなければならない。

### 外国籍個人

実施条例及び関連法令では「六年政策」の具体的な起算時期を明確にしていない。また、住所を有しない個人は外国源泉所得の納税免除届け出手続きに提出すべき資料なども言及していないため、今後、引き続き関連法令の公布により、手続きの規定を明確化する見込みである。

### 富裕層

新個人所得税法は個人の租税回避防止条項を導入したがその具体的な定義及び徴収管理は後続の関連法令の公布により明確される見込みである。

KPMGは引き続き個人所得税改革の関連法令に注目し、即時に法令の解説を提供する。企業並び納税者の方が個人所得税改革の最新動向及び税務最前線の情報について、何時でもKPMGへお気軽にお問い合わせください。

添付1：個人所得稅仮源泉徵収率表（居住者の給与・賃金所得の仮源泉徵収に適用）

等級	累計仮源泉徵収課稅所得額	仮源泉徵収率 (%)	速算控除額
1	36,000元まで	3	0
2	36,000元超、144,000元まで	10	2,520
3	144,000元超、300,000元まで	20	16,920
4	300,000元超、420,000元まで	25	31,920
5	420,000元超、660,000元まで	30	52,920
6	660,000元超、960,000元まで	35	85,920
7	960,000元超	45	181,920

添付2：個人所得稅仮源泉徵収率表（居住者労務報酬所得の仮源泉徵収に適用）

等級	仮源泉徵収課稅所得額	仮源泉徵収率 (%)	速算控除額
1	20,000元まで	20	0
2	20,000元超、50,000元まで	30	2,000
3	50,000元超	40	7,000

添付3：個人所得稅税率表（非居住者給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得に適用）

等級	課稅所得額	税率 (%)	速算控除額
1	3,000元まで	3	0
2	3,000元超、12,000元まで	10	210
3	12,000元超、25,000元まで	20	1,410
4	25,000元超、35,000元まで	25	2,660
5	35,000元超、55,000元まで	30	4,410
6	55,000元超、80,000元まで	35	7,160
7	80,000元超	45	15,160

添付4：個人所得税特別付加控除

項目	控除条件		控除基準	控除対象	控除の適用と期間			
子女教育	学前教育 満3歳		子女一人当たりに毎月 1,000元	両親のどちらか一人から100%で控除か、また両方各自50%で控除かを選択可能。	子女が満3歳の当月から全日制学歴教育修了当月まで（子女が国外で教育を受ける場合を含む。ただし証明資料の提出が必要）。			
	義務教育 小学、中学							
	高校教育 普通高校、中等職業教育、技工教育							
	高等教育 短大、学士、修士、博士							
継続教育	学歴継続教育 中国国内で教育を受ける		毎月400元	本人から控除。	入学当月から継続教育修了当月まで、同一学歴（学位）の控除期間は48ヶ月以内である。			
	職業継続教育 資格証明書を取得		3,600元		証明書を取得する年度。			
重病治療支出	個人負担（社会医療保険目録範囲内の自費）が15,000元超の部分		80,000元以内に、実費で控除	本人または配偶者が控除対象、本人が未成年者である場合は両親のどちらか一人が控除対象になる。	医療費が発生した年度。			
住宅ローン金利	一軒目の住宅ローン金利		毎月1,000元	夫婦のどちらか一人を指定して控除し、住宅家賃控除と同時に適用できない。結婚前に各自で購入した規定を満たす物件の場合は、夫婦両方が各50%で控除するか、或はどちらか一人を指定し、100%で控除するかを選択できる。	契約による返済開始の当月から返済完了または契約終了当月まで、控除期間は240ヶ月以内である。			
住宅家賃	主要勤務先に住所を有せず、住宅を賃借して発生した家賃	直轄市、省都（首府）都市、計画単列都市	毎月1,500元	夫婦が同じ都市に勤務する場合は一人のみ控除する。同時に住宅ローン金利控除を適用できない。	賃貸借契約（協議書）による住宅賃貸開始当月から賃貸終了当月まで。実際の賃貸期間を基準とする。			
		人口100万超	毎月1,100元					
		人口100万以下	毎月800元					
高齢者扶養費	60歳（60歳を含む）以上の両親及び子女が全て他界した祖父母、外祖父母	独生子女（一人っ子） 非独生子女（非一人っ子）	毎月2,000元 兄弟全員に毎月2,000元の控除額を配賦する。 一人あたりの配賦額は毎月1,000元以内である。	本人から控除。	被扶養者が満60歳の当月から扶養義務終了の当年末まで。			

上表の太字部分は暫定弁法が意見募集稿を改訂した内容である。



上記に関する実務で生じた疑問がある場合、KPMG中国の個人サービスチームまでお気軽にお問合せください。

イノベーションが新たなパワーを呼び込み、  
租税のルートも自ずから広がって行く。

# お問合せ先

## 中国全土



**盧奕(Lu, Lewis)**  
KPMG中国  
税務サービス統括パートナー  
T: +86 (21) 2212 3421  
E: Lewis.lu@kpmg.com



**Murray Sarelius**  
KPMG中国  
個人サービス統括パートナー  
T: +852 3927 5671  
E: murray.sarelius@kpmg.com

## 華北地域



**彭晓峰(Pang, Vincent)**  
KPMG中国 華北地域  
税務サービス統括パートナー  
T: +86 (532) 8907 1728  
E: vincent.pang@kpmg.com



**張曉(Zhang, Sheila)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +86 (10) 8508 7507  
E: sheila.zhang@kpmg.com



**周博(Zhou, Vivian B.)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +86 (10) 8508 3360  
E: v.zhou@kpmg.com

## 華東・華西地域



**周波(Zhou, Michelle B.)**  
KPMG中国  
税務パートナー  
T: +86 (21) 2212 3458  
E: michelle.b.zhou@kpmg.com



**蒋靖庭(Jiang, Jason J.T.)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +86 (21) 2212 3527  
E: jason.jt.jiang@kpmg.com



**王婷(Wang, Joyce T.)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +86 (21) 2212 3387  
E: joyce.t.wang@kpmg.com



**廖雅芸(Liao, Kelly)**  
KPMG中国  
税務パートナー  
T: +86 (20) 3813 8668  
E: kelly.liao@kpmg.com



**羅健瑩(Luo, Grace)**  
KPMG中国  
税務パートナー  
T: +86 (20) 3813 8609  
E: grace.luo@kpmg.com



**盧山(Lu, Sophie S.)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +86 (20) 3813 8236  
E: ss.lu@kpmg.com



**吳春芳(Wu, Fiona)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +86 (20) 3813 8606  
E: fiona.wu@kpmg.com

## 香港



**Murray Sarelius**  
KPMG中国  
個人サービス統括パートナー  
T: +852 3927 5671  
E: murray.sarelius@kpmg.com



**霍寧思(Barbara, Forrest)**  
KPMG中国  
税務パートナー  
T: +852 2978 8941  
E: barbara.forrest@kpmg.com



**蕭維強(David, Siew)**  
KPMG中国  
税務パートナー  
T: +852 2143 8785  
E: david.siew@kpmg.com



**何沛霖(Gabriel, Ho)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +852 3927 5570  
E: gabriel.ho@kpmg.com



**賴綺琪(Lai, Kate)**  
KPMG中国  
税務ディレクター  
T: +852 2978 8942  
E: kate.lai@kpmg.com